

提出期限：令和7年6月30日（必着）

様式第12号

返還猶予申請書

年 月 日

（提出先）

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

埼玉県保育士修学資金貸付事業により貸付を受けた修学資金の返還について、返還猶予を受けたいので次のとおり申請します。

修学生情報	修学生番号	
	氏名	
	住所	〒 -
	携帯電話番号	
現在の勤務先情報 ※実際に業務に従事している施設の情報を記入	施設名	
	施設等種別 （該当に○）	認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・幼稚園 その他（ ↳ 対象コードを記入： _____（ ） ※その他の場合、本会ホームページの保育士修学資金貸付指定施設一覧を参照し、対象コードを記入してください。 ※該当するコードがない場合は対象施設ではありません。
	住所	〒 -
	電話番号	
返還猶予申請額 （借用金額）	_____ 円 （お間違いの無いようご注意ください）	
返還猶予申請期間	令和7年4月1日から令和 年 月 日まで	
返還猶予申請理由 ※該当に☑してください	<input type="checkbox"/> ①県内で保育等の業務に従事 ※週30時間以上業務に従事していること <input type="checkbox"/> ②その他（下記に理由を具体的に記入） （理由： _____） ただし、定められた期間内（疾病、負傷等の場合は治癒後）に保育士業務に従事する意思があります。 ※申請理由の根拠資料を添付すること	
理由発生年月日	令和7年4月1日	
【提出書類】 ※提出前に☑してください	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第12号） <input type="checkbox"/> 業務従事届（様式第10号） ※申請理由が①の修学生のみ提出 <input type="checkbox"/> 異動届（様式第7号）・住民票 ※転居している場合は提出	

※返還猶予期間中に契約が解除された場合は、返還を求めます。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により対象業務に従事できない場合は、改めて返還猶予申請を行う必要があります。

※返還免除となるまでの間、毎年業務従事届の提出が必要です。提出されない場合、決定されている返還猶予期間は無効となり、返還を求めます。

裏面に記入見本あり

提出期限：令和7年6月30日（必着）

記入例

様式第12号

返還猶予申請書

令和7年 4月 1日

（提出先）

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

埼玉県保育士修学資金等貸付事業により貸付を受けた修学資金の返還について、返還猶予を受けたいので次のとおり申請します。

修学生情報	修学生番号	H20210000	
	氏名	福祉 太郎	
	住所	〒000-0000 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷〇—〇—〇	
	携帯電話番号	000-0000-0000	
現在の勤務先情報 ※実際に業務に従事している施設の情報を記入	施設名	社会福祉法人〇〇会〇〇〇保	【勤務先施設の種別が不明な場合】 施設が所在している市町村担当課へ お問い合わせください。
	施設等種別 (該当に○)	認可保育所・認定こども園 その他 () 対象コードを記入： _____ () ※その他の場合、本会ホームページの保育士修学資金貸付指定施設一覧を参照し、対象コードを記入してください。 ※該当するコードがない場合は対象施設ではありません。	
	住所	〒000-0000 埼玉県〇〇市〇〇〇〇〇0-0-0	
	電話番号	000-000-0000	
【訂正する場合】 二重線で抹消し正しく記入し、訂正印を押印してください。		1,600,000 1,500,000 福祉 (お間違いの無いようご注意ください)	【養成施設を卒業した年月から5年後を記入】 (例) 令和5年3月卒業 ↓ 5年後 令和10年3月31日と記入
返還猶予申請期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで		
返還猶予申請理由 ※該当に☑してください	<input checked="" type="checkbox"/> ①県内で保育等の業務に従事 ※週30時間以上業務に従事していること <input type="checkbox"/> ②その他（下記に理由を具体的に記入） (理由： _____) ただし、定められた業務に従事していること ※申請理由の根拠資料を添付すること 「その他」の場合は事前にお電話でご相談ください。 返還猶予申請期間も個別に設定します。		
理由発生年月日	令和7年4月1日		
【提出書類】 ※提出前に☑してください	<input checked="" type="checkbox"/> 返還猶予申請書（様式第12号） <input checked="" type="checkbox"/> 業務従事届（様式第10号） ※申請理由が①の修学生のみ提出 <input type="checkbox"/> 異動届（様式第7号）・住民票 ※転居している場合は提出		

※返還猶予期間中に契約が解除された場合は、返還を求めます。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により対象業務に従事できない場合は、改めて返還猶予申請を行う必要があります。

※返還免除となるまでの間、毎年業務従事届の提出が必要です。提出されない場合、決定されている返還猶予期間は無効となり、返還を求めます。